

全木連時報



木材産業シンボルマーク

昭和33年12月15日第三種郵便物認可

3月25日(水曜日)
(第612号)(毎月25日発行)
平成21年(2009年)

発行所
社団法人 全国木材組合連合会
編集人 尾 蘭 春 雄
東京都千代田区永田町2-4-3 ☎(3580)3215
URL http://www.zenmoku.jp

定価 年500円

【全木連時報】の購読料は年会費に含まれています。



通省木造住宅振興室課長補佐から説明を受けたうえで、質疑を通じ要望等を伝えた。

次に、各都道府県木協連等から事務局長等が出席して、毎年この時期に行っているもの。

最後に、木材産業をめぐる最近の諸情勢について、①木材・住宅建築対策本部の対応状況②木材産業各種支援対策・雇用対策③地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する制度④原料転換促進協議会⑤製材JAS検査事業等の移行措置⑥WTOドーハラウ

全木連と全木協連は二月十九日に東京・虎ノ門パストラルで合同の常勤役員・事務局長等会議を開き、平成二十一年度政府施策や全木連、全木協連の事業計画案などについて検討した。

これは、各都道府県木協連等から事務局長の責任者が出席して、毎年この時期に行っているもの。

全木連の事業計画は、例年のとおり昨年末から、全木連事務局全体で検討してきたもの。

全木連が事務局を務める木材・木製品製造業ゼロ災推進協議会の全国事務局長会議並びに林材業労働災害防止協会木材・木製品部会の合同会議を二月十九日に東京港区の虎ノ門パストラルで開催した。

全木連・全木協連合同 常勤役員・事務局長等会議開く

目次

- 一面 常勤役員・事務局長等会議
開き来年度事業などを検討
- 二面 全木連PR委員会開催
- 三面 全木連検査部JAS業務について
- 四面 緊急保証の業種追加指定
景況調査

労働災害ゼロを目指そう

ゼロ災事務局長会議を開催

全木連が事務局を務める木材・木製品製造業ゼロ災推進協議会の全国事務局長会議並びに林材業労働災害防止協会木材・木製品部会の合同会議を二月十九日に東京港区の虎ノ門パストラルで開催した。

各都道府県木連の事務局責任者と関係中央団体が出席した。

会議は、労働災害の発生状況と労災保険会計の収支状況、労災保険料率の動向、今後の取組みなどについて検討した。

木材・木製品製造業の労災保険料率は、今年の四月から三ポイント削減が確認されたもの。

全木連PR委員会を開催

21年版ポスターの作成などを検討

全木連は、二月二十日にPR委員会を開催し、平成二十一年版木材PRポスターの作成、全木連ホームページの情報発信などについて検討した。PR委員会は毎年この時期に開催しているもの。

PRポスターは、平成八年から毎年作成しており、比較的簡便な全国统一PRグッズとしてのニーズも根強いことから、平成二十一年も引き続き作成する。会議では、これまでのテーマの流れに沿って、何を主張するポスターを作るのかについて意見交換した。

意見を幅が広いが、昨年版の評価をベースに「健康と木造住宅」の内容で作成することとなった。

昨年ポスターの評価は概して好評であり、理由としては、モデルが子供であったこと、図柄と表現したい事項が適合していたこと、明るい感じであったこと、暖かみがあったことなどが挙げられていて、ユーザーがこのポスターを見て、このフローリングにしたい、ほしいというようなニーズが多くあり、商売につながるという声が多く聞かれるといった意見もあった。

反対に、床が強調されて木の「質感」が伝わりにくい、もう一工夫ほしい、ダイナミックさに欠けるといった意見もあった。

これを踏まえ、二十一年版のポスターについては、これまでの「健康」テーマを継続すること、対象は木材で家を建てたいと思っている人に、木造住宅の住空間の暖かさ、清潔感などを表現するようといった意見が出された。このほかにも、スギ、ヒノキ以外の住宅写真を使用してほしい、森林との関係(木材利用による森林整備、環境保全とのつながり)が表現されればよいといった意見が出された。

また、会議では、全木連ホームページに対するアンケート調査結果をもとに意見交換し、今後のついて自由に意見交換し、今後の参考とすることとなった。

アンケートの結果は別掲のとおりだが、概して好意的な評価であった。利用状況については、週に一回程度の閲覧まで含めれば七割以上であり、閲覧の度合いが高いのは、木材関連情報、JAS・AQ、全木検関係、合法木材ナビなどで、やはり、業務に直結するものに関心が高い。会員に対しての情報提供手段としても五割の利用がある。

ホームページについての評価としては、「普通」の回答まで含めると九割が役立っているとした。更新の頻度については、「満足」の回答が四十八%であるので、判断が分かれる。掲載情報の内容、探しやすさについては、七割が「満足」としており、比較的评价が高かった。

全木連ホームページの情報についてアンケート結果

1 全木連ホームページの利用状況			
(1) 事務局としての利用 以下から選んでください ()			
①毎日閲覧している	(1)		3%
②週に数回閲覧	(8)		24%
③週に1度程度閲覧	(15)		45%
④あまり見ていない	(9)		27%
回答数	(33)		100%
(2) 閲覧するページ			
以下から良く閲覧するページを選んでください (いくつでも)			
①全木連について	(10)		30%
②木材関連情報	(26)		79%
③森林を育む木の住まい	()		0%
④ホルムアルデヒド放散量	(1)		3%
⑤労働安全対策	(5)		15%
⑥違法伐採問題情報	(9)		27%
⑦JASとAQ	(12)		36%
⑧出版イベント	(4)		12%
⑨全木連時報	(3)		9%
⑩木材関連Q&A	(6)		18%
⑪新生産システム	(3)		9%
⑫全木協連情報	(7)		21%
⑬全国木材検査・研究協会	(11)		33%
⑭合法木材ナビ	(14)		42%
回答数	(33)		100%
(3) 会員に対する情報提供手段としての利用			
①該当ページを紹介	(17)		52%
②あまり利用していない	(16)		48%
③わからない	()		0%
回答数	(33)		100%
2 全木連のホームページを通じたPR活動の評価			
(1) 全体の評価 以下から選んで下さい ()			
①大変役に立っている	(3)		9%
②役に立っている	(14)		42%
③普通	(13)		39%
④あまり役に立っていない	()		0%
⑤わからない	(3)		9%
回答数	(33)		100%
(2) 情報更新の頻度 選んで下さい ()			
①良く更新されていて満足	(16)		48%
②もっと迅速な対応が必要	(5)		15%
③わからない	(12)		36%
回答数	(33)		100%
(3) 掲載情報の内容 選んで下さい ()			
①ほぼ満足している	(21)		70%
②もう少し分かりやすい記述してほしい	(5)		17%
③ある種の情報がかけている	(4)		13%
④具体的にお願いします	()		0%
回答数	(30)		100%
(4) 掲載情報の探しやすさ 選んでください ()			
①ほぼ満足している	(22)		76%
②トップページを分かりやすくしてほしい	(5)		17%
③その他のページを分かりやすくしてほしい	(1)		3%
④わからない	(1)		3%
回答数	(29)		100%

企業経営に安心を提供します

全木連グループの各種保障制度

おかげさまで30年

中型グループ

ケガ・病氣入院
などの備えに

従業員のために
中型グループ

総合賠償
補償制度

第三者への事故対策に

任意労災
保障制度

労働災害への対策に

経営者のために
総合保障プラン

木退共

従業員の退職金の準備に

積立終身

経営者の退職金などの準備に

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3
TEL 03-3580-3215(代)

全木連検査部のJAS業務の取扱いについては、概要は前月号既報のとおりであるが、詳細は以下のとおり。

製材JAS検査事業等の移行措置について

(社)全木連 検査部

全木連は昭和43年4月、農林物資規格法に基づいて製材等の登録格付機関として登録されて以来、JAS認定・格付の業務及びJAS製材品の普及推進等を実施してきたところであり、平成21年2月末を持って新JAS法の経過措置期間が終わり、全ての検査業務を終了し41年の歴史を閉じて幕を下ろすこととなります。

平成21年度からはJAS検査関連業務は下記のとおりとなり、新たな登録認定機関である全木連検査部がこれを引き継いで実施してまいります。全木連に移行後も、全木連と同様JAS業務等の検査部業務へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、JASの普及推進及びJAS制度を通じての木材利用普及活動は全木連として引き続き取り組んで参りますので、今後ともよろしくご依頼申し上げます。

記

I JAS業務

1. 登録格付機関業務の廃止

2月末日を持って、登録格付機関としての検査業務（一般向けの検査申請に基づく1種検査）は全て廃止となります。

このことは平成21年2月2日付け20全木連検発第40号『「製材の登録格付機関」の廃止と周知のお願い及び「保存処理製材等の第三者検査機関」の業務の終了と移行について』によりお知らせのところであり、その周知方を改めてお願いします。

なお、1種検査によるJASマーク表示制度そのものが廃止され、3月1日以降は全木連による認定事業者のみがJASマーク表示が出来る仕組みに1本化されます。

2. 認定業務（認定工場の監査業務）の廃止

新たな認定業務は既に廃止していますが、全木連の認定工場としての有効期限が平成21年2月末日までとなっていることから、認定維持のための工場調査（監査業務）も2月末日を持って終了します。

3. 第三者検査機関の取り扱いについて

製材等（保存処理材を除く）の認定工場（Bタイプ工場）に係る格付のための検査機関としての「第三者検査機関」を全木連に設置しています。また、保存処理にあつては全木連が「第三者検査機関」となり、全木連「第三者検査機関」の審査員に現地検査をお願いしていますが、3月末までは全木連が第三者の検査業務を実施します。

全木連においては、平成21年3月1日付けで全木連第三者検査機関を設立する予定です。

4月以降は全木連が認定した事業者（Bタイプ）に係る新たな「第三者検査機関」として、保存処理関係は全木連第三者検査機関と全木連の「第三者検査機関」との間で検査員の委嘱を含む「検査委託における検査員の委嘱に関する契約書」を結んで検査業務を進めていく予定です。また、製材関係については全木連に設置されている第三者検査機関が、全木連から改めて認可を受けて業務を進めていく予定です。

4. 機械等級区分装置及びインサイジング機の認定業務の移行

全木連は製造業者を認定するにあたって、その製造設備（機械等級区分製材用の機械等級区分装置及び保存処理用のインサイジング機）の性能を評価して認定してきましたが、4月以降は全木連が機械等級区分装置及びインサイジング機の認定業務を開始します。

5. 全木連によるJAS認定業務の実施（全木連の認定工場における全木連への円滑な再認定）

全木連の委嘱検査員・審査員の皆様には、全木連の認定工場から全木連への切り替え再認定に係る申請工場の書類審査、現地調査及び製品検査等の認定業務をお願いしています。

現在、現地審査等が終了した申請者についての判定委員会を随時実施しているところであり、認定に値する申請者については法律の経過措置の期限である2月末日を持って一括で認定する予定としています。

なお、全木連では本年度既に新規の17工場を認定していますが、全木連からの切り替え認定は、全木連の認定工場479工場（平成20年3月末日現在、廃業等の工場を含む）の内、約360工場程度が見込まれています。

なお、既にお願いのところではありますが、認定を取り直さない工場が、平成21年3月1日以降にJASマークを貼付するとJAS法違反となりますので充分ご注意ください。

II JAS業務以外の業務

1. AQ認証制度に係る試験検査業務について

(財)日本住宅・木材技術センターが実施するAQ制度（優良木質建材等認証事業）において試験検査機関としての業務については、4月1日からは全木連が実施します。

2. ホルムアルデヒド放散等級表示登録業務

従前どおり、全木連で実施して参ります。

景況調査＝全木協

21年2月分集計表 ()内は実数

〔流通部門〕

モニター数137 回答数100 回収率73%

当月の状況

販売量	増加23% (23)	変わらず34% (34)	減少43% (43)
仕入量	増加22% (22)	変わらず33% (32)	減少45% (45)
販売価格	上昇 2% (2)	変わらず70% (69)	下降28% (28)
仕入価格	上昇 5% (5)	変わらず56% (55)	下降39% (39)

来月の見通し

販売量	増加36% (36)	変わらず40% (40)	減少24% (24)
仕入量	増加33% (33)	変わらず39% (38)	減少28% (28)
販売価格	上昇 2% (2)	変わらず77% (76)	下降21% (21)
仕入価格	上昇 7% (7)	変わらず69% (68)	下降24% (24)

3か月後相場予想	強 含 み	保ち合い	弱 含 み
米 材	3% (3)	64% (57)	33% (29)
南 洋 材	5% (4)	74% (65)	21% (18)
北 洋 材	6% (5)	61% (53)	33% (28)
国 産 材	3% (3)	64% (60)	33% (31)
建 材	5% (4)	62% (52)	33% (28)

乾燥材取引の頻度	増 加	変わらず	減 少
	16% (15)	79% (73)	5% (5)

〔製造部門〕

モニター数149 回答数109 回収率73%

当月の状況

販売量	増加17% (19)	変わらず35% (38)	減少48% (52)
仕入量	増加17% (18)	変わらず37% (41)	減少46% (50)
販売価格	上昇 1% (1)	変わらず54% (59)	下降45% (49)
仕入価格	上昇 6% (6)	変わらず56% (61)	下降38% (41)

来月の見通し

販売量	増加22% (24)	変わらず42% (46)	減少36% (39)
仕入量	増加16% (17)	変わらず48% (53)	減少36% (39)
販売価格	上昇 1% (1)	変わらず63% (69)	下降36% (39)
仕入価格	上昇 4% (4)	変わらず62% (68)	下降34% (37)

3か月後相場予想	強 含 み	保ち合い	弱 含 み
米 材	10% (5)	36% (19)	54% (28)
南 洋 材	10% (4)	59% (23)	31% (12)
北 洋 材	5% (2)	47% (21)	48% (21)
国 産 材	2% (2)	52% (51)	46% (46)

プレカットの動向

受注後、加工までの待ち時間	1ヵ月以内	1ヵ月	1ヵ月以上
	72% (13)	11% (2)	17% (3)

「こん包業など」緊急保証
対象業種に追加指定
 中小企業庁は、二月二十七日から「緊急保証」(信用保証)の対象にこん包業、木箱製造業等七十三業種を追加指定した。期間は平成二十二年三月三十一日まで。
 中小・小規模企業の年度末資金繰り対応等を踏まえての措置。
 一方、利用実績の極めて少ない岩石等採取業(砂・砂利採取業を除く)の十一業種を指定解除した。この結果、対象業種は七百六十業種となる。
 今回の追加指定業種のうち、木の材関連は、竹・とうきりゆう等容器製造業、木箱製造業(折箱を除く)、他に分類されない木製品製造業(竹・とうを含む)、こん包業(組立こん包業を除く)、組立こん包業。一般製材業等は既に指定を受けている。
 対象業種に属する中小・小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般の保証とは別枠で、無担保保証で最大八千万円、普通保証で最大二億円まで信用保証協会の百分保証を受けることが出来る。

区 分	一 般 保 証 限 度 額	別 枠 保 証 限 度 額
普 通 保 証	2億円	2億円
無 担 保 保 証	8,000万円	8,000万円
無 担 保 保 証 保 人 証	1,250万円	1,250万円

林業・木材産業事業者の方々に必要な事業資金の債務保証を行います

お役に立ちます
林業・木材産業信用保証

私どもは昭和38年創立以来、林業・木材産業を専門に信用保証を行う公的機関です

- (対象業種)
- 造林・育林
- 素材生産
- 木材・木製品製造
- 薪炭生産
- 林業種苗生産
- きのこ生産
- 木材卸売



独立行政法人 **農林漁業信用基金** (林業部門)

〒101-8506 東京都千代田区内神田1丁目1番12号 (コービル11階)

TEL 03(3294)5581 FAX 03(3294)5595 URL www.affcf.com